

令和2年度 第1回 高知県歯と口の健康づくり推進協議会

次 第

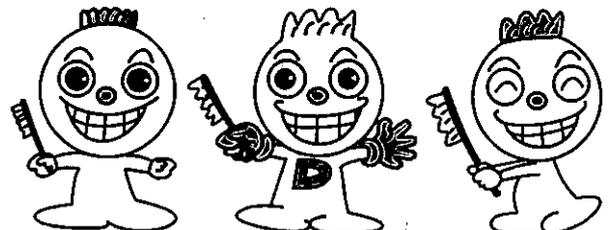
1 開会

2 議事

- (1) 歯と口の健康づくりに関する現状について
- (2) 第2期高知県歯と口の健康づくり基本計画に基づく令和元年度の取り組み実績及び令和2年度の取り組み予定について
- (3) その他

3 閉会

令和2年7月28日（火）19時～
総合あんしんセンター2階 高知県歯科医師会会議室



高知県歯と口の健康づくり推進協議会 委員名簿

任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日

区分	所属等	役職等	氏名	備考
市町村	高知県市長会	事務局長	吉野 晴喜	新
	高知県町村会	事務局長	笹岡 貴文	
保健医療関係者	高知県医師会	常任理事	刈谷 隆明	
	高知大学医学部	教授	山本 哲也	
	高知県歯科医師会	会長	野村 和男	
	高知市歯科医師会	会長	依岡 弘明	
	高知県歯科衛生士会	会長	植田 彩子	
	高知市保健所	所長	豊田 誠	
	高知県保健所長会	会長	福永 一郎	
教育関係者	高知県小中学校長会	副会長	佐賀 厚幸	新
	高知県保育士会	理事	弘瀬 小百合	欠
福祉関係者	高知県介護支援専門員連絡協議会	管理者	山下 等生	
	高知県身体障害者連合会	理事	片岡 卓宏	
事業者	高知県商工会連合会	専務理事	亀井 秀彦	
	高知県商工会議所連合会	専務理事	杉本 雅敏	
保険者	高知県国民健康保険団体連合会	総務課長	丸岡 昭	新
	全国健康保険協会高知支部	企画総務グループ長	青野 哲也	
県民	高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会	監事	齊藤 雄也	
	高知県健康づくり婦人会連合会	会長	熊田 敬子	

(敬称略、順不同)

事務局職員名簿

健康政策部	部長	鎌倉 昭浩
健康長寿政策課	課長	平本 勝也
	保健推進監	中島 信恵
	チーフ	北村 朋理
	主幹	尾上 真奈美
	主査	渋谷 莉加

規 則

高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第29号

高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県歯と口の健康づくり条例（平成22年高知県条例第35号）第13条第1項の規定により置かれる高知県歯と口の健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

高知県歯と口の健康づくり条例をここに公布する。

○高知県歯と口の健康づくり条例

(平成22年10月22日条例第35号)

改正 令和2年3月27日条例第1号

高知県歯と口の健康づくり条例

人生にとって、健康ほど幸せなことはない。また、心身ともに豊かな人生を送ることは、県民の願いとも言える。中でも、その健康を支える基となるのは、いくつになっても元気に口から食物を摂取し続けることではないだろうか。そのためにも、歯と口の健康づくりは、豊かな人生や幸せな人生と切り離すことはできない。

全国に先行して超高齢社会を迎えた本県では、健康な長寿県づくりを目指して、80歳になっても自分の歯を20本以上残すという、^{はちまるにいます}8020運動を国とともに積極的に推進してきた。

さらに、^{くう}口腔疾患と全身の多くの疾患との関連が明らかになっている。歯周病は、糖尿病をはじめ様々な全身疾患と密接な関係があり、糖尿病性腎症等の発症だけでなく重症化予防に向けても、歯周病対策に取り組む必要がある。そこで、私たちは、全世代の県民を対象に生活の質を上げるために、^{くう}妊娠期からの口腔健康管理、乳幼児期及び学齢期は^{くう}口腔機能発達及びむし歯予防、思春期は歯肉炎の予防、成人期からは歯周病の進行予防、高齢期においてはフレイル対策を強化するためにオーラルフレイルの予防を進めていくことにより、元気に食べ、明るく話し笑える歯と口の健康づくりを「健口維新」^{けんこういしん}として県民運動にしたいと考えた。

そのことをここに決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、高知県における歯と口の健康づくり（以下「歯と口の健康づくり」という。）について、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康長寿に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口の健康づくりは、全ての県民が生涯を通じて自ら取り組むとともに、適切な時期に歯と口の保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、本県の特性に応じた歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、基本理念を踏まえ、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の法令に基づき、歯と口の健康づくりに関

する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町村との連携及び協力並びに調整に努めるものとする。

2 県は、市町村が歯と口の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は^{はちまるにいまる}8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした運動をいう。)を推進する組織を住民が参加して設置しようとするときは、その求めに応じ、情報の提供又は専門的若しくは技術的な支援を行うものとする。

(保健医療関係者等の役割)

第6条 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者等(第8条第3項において「保健医療関係者等」という。)は、基本理念を踏まえ、歯と口の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯と口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第7条 事業者は、基本理念を踏まえ、県内の事業所で雇用する従業員に対して行う歯科健診等の歯と口の健康づくりに関する取組が促進されるよう努めるものとする。

2 保険者(医療保険各法による保険者をいう。次条第3項において同じ。)は、基本理念を踏まえ、県内の被保険者(医療保険各法による被保険者をいう。)に対して行う歯と口の健康づくりに関する取組が促進されるよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、歯と口の健康が身体健康づくりにも重要であることを認識し、生涯にわたり自らが歯と口の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、歯と口の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

3 県民は、県及び市町村等(市町村、保健医療関係者等、事業者及び保険者をいう。第10条において同じ。)が行う歯と口の健康づくりに関する取組に積極的に参加すること、かかりつけの歯科医の支援を受けること等により、歯と口の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 県は、歯と口の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 歯と口の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村等との連携体制の構築に関すること。

(2) 市町村等が行う歯と口の健康づくりに関する取組の促進に関すること。

(3) 乳幼児期から高齢期まで各年齢層に応じた歯科健診及び歯科保健指導の受診促進に関すること。

(4) 妊娠期及び胎児期から乳幼児期及び学齢期にかけての母子歯科保健事業及び学校歯科保健事業並びにフッ化物応用等科学的に根拠のある効果的なむし歯予防対策の推進に関すること。

(5) 思春期における歯肉炎の予防対策並びに成人期から高齢期にかけての歯周病の予防対策及びオーラルフレイル対策の推進に関すること。

(6) 障害者、介護を要する者等に対する歯と口の適切なケア等についての施策の推進に関すること。

(7) 歯と口の健康づくりに携わる者の人材の確保及び資質の向上に関すること。

(8) 歯と口の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の推進に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに必要な施策の推進に関すること。

(歯と口の健康づくりに関する基本計画の策定等)

第11条 県は、生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項について、歯と口の健康づくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

(1) 歯と口の健康づくりに関する基本方針

(2) 歯と口の健康づくりに関する目標

(3) 前2号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 県は、基本計画を定めるに当たり第13条第1項の規定により置かれる高知県歯と口の健康づくり推進協議会の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する健康づくりに関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、速やかに、適切な方法によりこれを公表しなければならない。

5 県は、基本計画について、定期的に必要な見直しを行うものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査の実施)

第12条 県は、歯と口の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、定期的に県民の歯科疾患等の実態に関する調査を行うものとする。

(高知県歯と口の健康づくり推進協議会)

第13条 歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、高知県歯と口の健康づ

- くり推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、知事に対し、意見を述べることができる。
 - (1) 基本計画に関すること。
 - (2) 県の歯と口の健康づくりに関する施策の実施状況についての評価に関すること。
 - (3) 歯と口の健康づくりに関する関係者の相互理解、連携及び協働の推進に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関する基本的事項
 - 3 知事は、毎年度、歯と口の健康づくりに関する施策の推進状況を取りまとめ、これを協議会に報告するものとする。
 - 4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(1) 歯と口の健康づくりに関する現状

1 歯と口の健康づくりに関する現状

評価指標	第2期 計画策定時 (H29.3)	目標値 H33年度	現状値 R元年度
保護者が仕上げ磨きをしている割合	94.9% ¹⁾	100%	97.4%
3歳児一人平均むし歯数	0.6本 ¹⁾	0.4本以下	0.4本
むし歯のない3歳児の割合	81.3% ¹⁾	90%以上	87.1%
保育所・幼稚園等での フッ素洗口の実施割合	51.7% ²⁾	80%以上	65.2%
一人平均むし歯数 (永久歯) 12歳	1.1本 ³⁾	0.5本以下	(H30年度) 1.0本
一人平均むし歯数 (永久歯) 17歳	3.1本 ³⁾	1.5本以下	(H30年度) 2.6本
歯肉に炎症所見を有する者の割合 12歳	5.1% ³⁾ (*1) 25.4% ³⁾ (*2)	20%以下	(H30年度) 4.3% (*1) 22.9% (*2)
歯肉に炎症所見を有する者の割合 17歳	6.0% ³⁾ (*1) 25.2% ³⁾ (*2)	20%以下	(H30年度) 7.8% (*1) 26.4% (*2)
20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合*	74.2% ⁴⁾	70%以下	—
40歳代で進行した歯周病(4mm以上の歯周ポケットあり)を有する者の割合	—	25%以下	—
40歳の未処置歯を有する者の割合*	47.4% ⁴⁾	35%以下	—
40歳で喪失歯のない者の割合*	65.6% ⁴⁾	75%以上	—
50歳代で進行した歯周病(4mm以上の歯周ポケットあり)を有する者の割合	—	30%以下	—
歯間部清掃用具を使用する人の割合	58.2% ⁴⁾	65%以上	—
定期的に歯科健診を受けている人の割合	53.5% ⁴⁾	65%以上	—

(データソース)

- 1) 平成26年度歯科健康診査(1歳6ヶ月及び3歳児健康診査：高知県)
- 2) 平成27年度フッ化物応用実施状況調査(高知県)
- 3) 平成26年度高知県学校歯科保健調査(高知県・高知県歯科医師会)
- 4) 平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査(高知県・高知県歯科医師会)

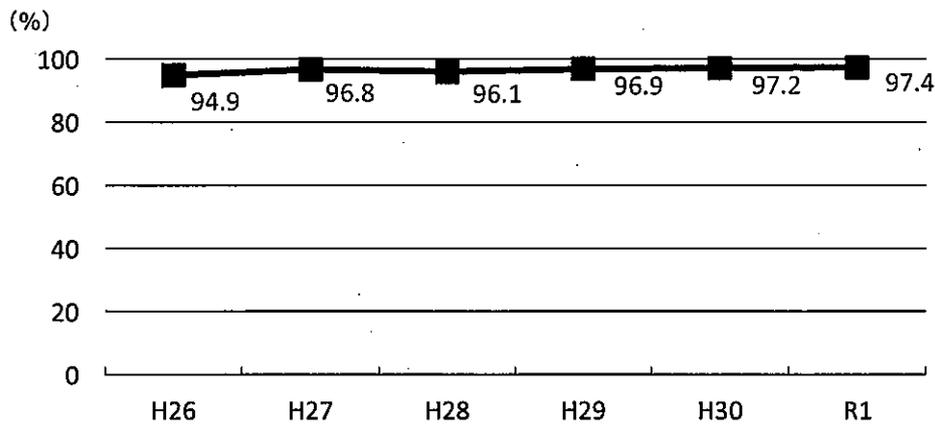
(*1) G所有者率

(*2) G：歯肉炎の者とGO：歯肉炎要観察の者の合計

評価指標	第2期 計画策定時 (H29.3)	目標値 H33年度	現状値 R元年度
60歳の未処置歯を有する者の割合*	36.2% ⁴⁾	10%以下	—
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合*	—	45%以下	—
60歳で自分の歯を24本以上有する人の割合	72.8% ⁴⁾	80%以上	—
80歳で自分の歯を20本以上有する人の割合	59.3% ⁴⁾	60%以上	—
60歳代における咀嚼良好者の割合*	68.4% ⁴⁾	80%以上	—
定期的な歯科健診を全員または一部に実施している障害（児）者入所施設の割合*	75.9% ⁴⁾	90%以上	—
定期的な歯科健診を全員または一部に実施している介護老人福祉施設・介護老人保健施設の割合*	42.7% ⁴⁾	50%以上	—

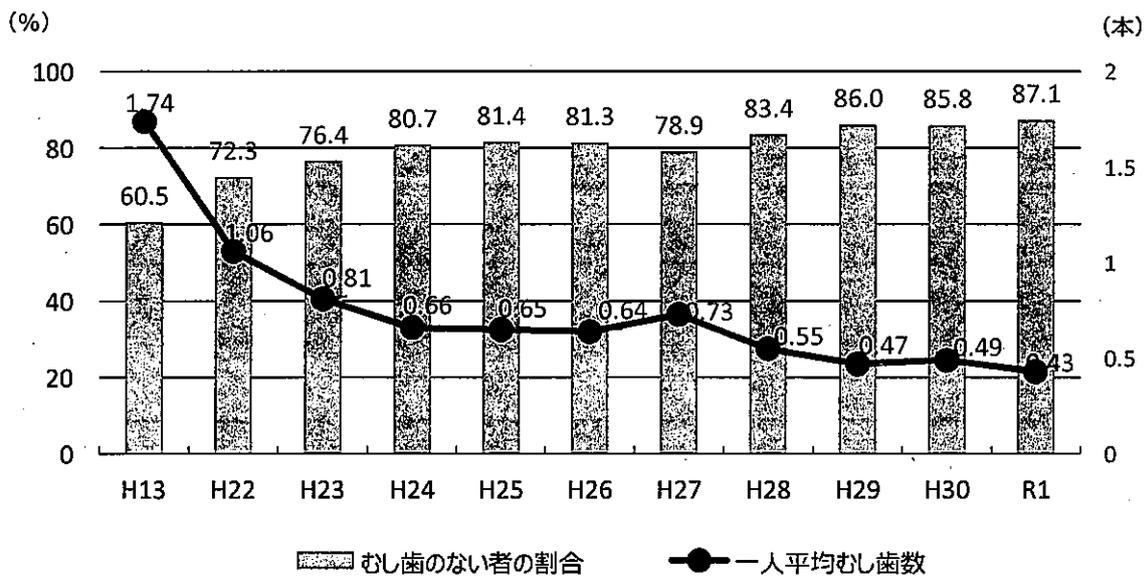
4) 平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査（高知県・高知県歯科医師会）

○ 3 歳児 保護者が仕上げ磨きをしている割合



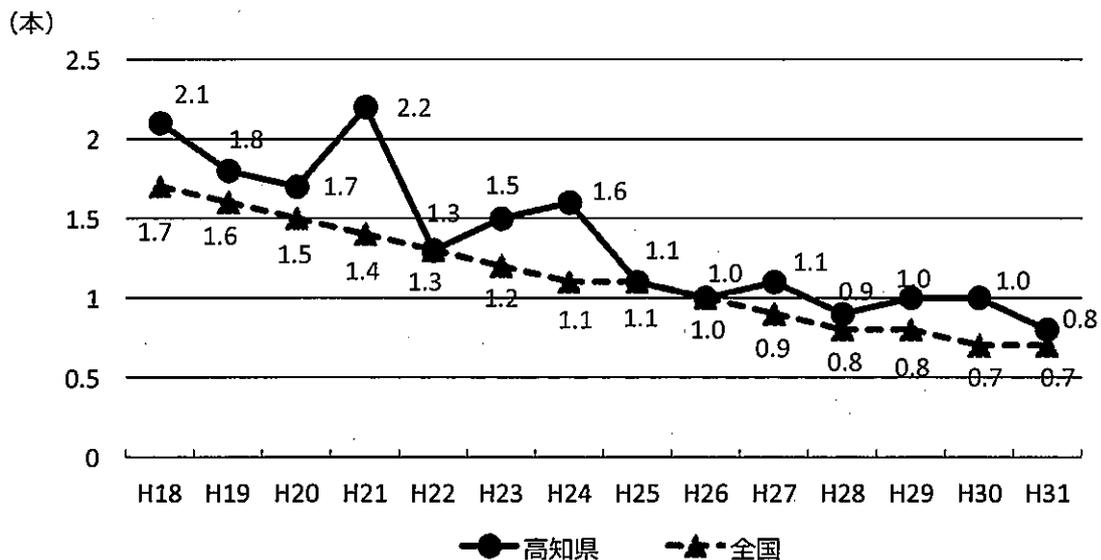
(出典) 1歳6ヶ月児、3歳児歯科健康診査結果 (健康長寿政策課)

○ 3 歳児 一人平均むし歯数、むし歯のない者の割合



(出典) 1歳6ヶ月児、3歳児歯科健康診査結果 (健康長寿政策課)

○ 12 歳児 一人平均むし歯数 (永久歯) 推移



(出典) 学校保健統計調査 (文部科学省)

(2) 第2期高知県歯と口の健康づくり基本
計画に基づく令和元年度の取り組み実績
及び令和2年度の取り組み予定

(1) むし歯予防対策

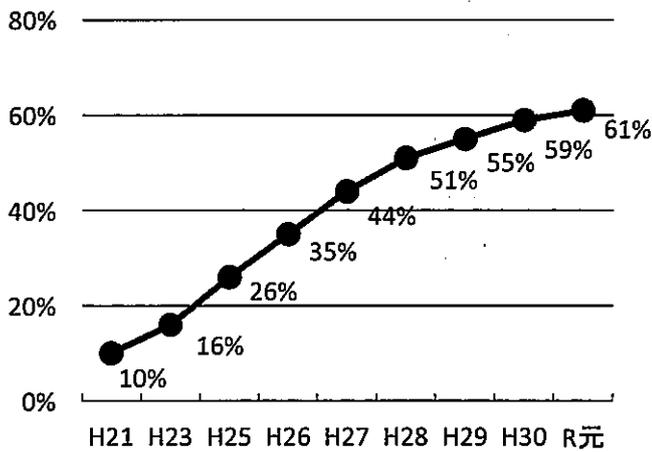
1) フッ化物洗口事業

① 令和元年度までの課題等

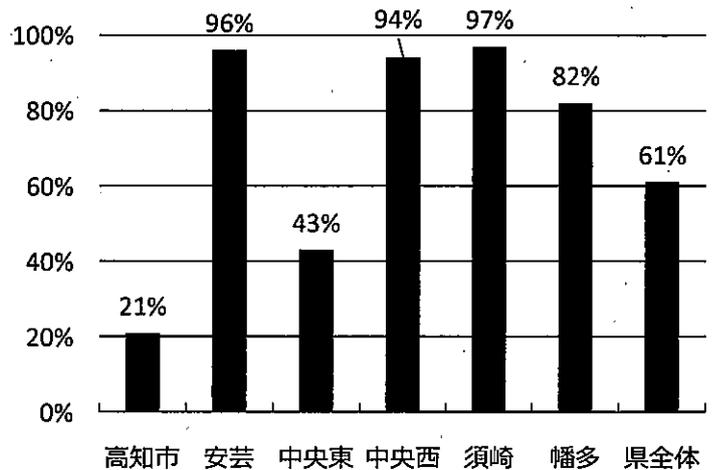
- フッ化物洗口事業は徐々に実施率も向上してきているが、未だ100%を達成できていない市町村も複数あり、自治体によってその状況は異なる
- 実施率が非常に低い市町村もあり、実施に向けた支援が必要

② 現状等

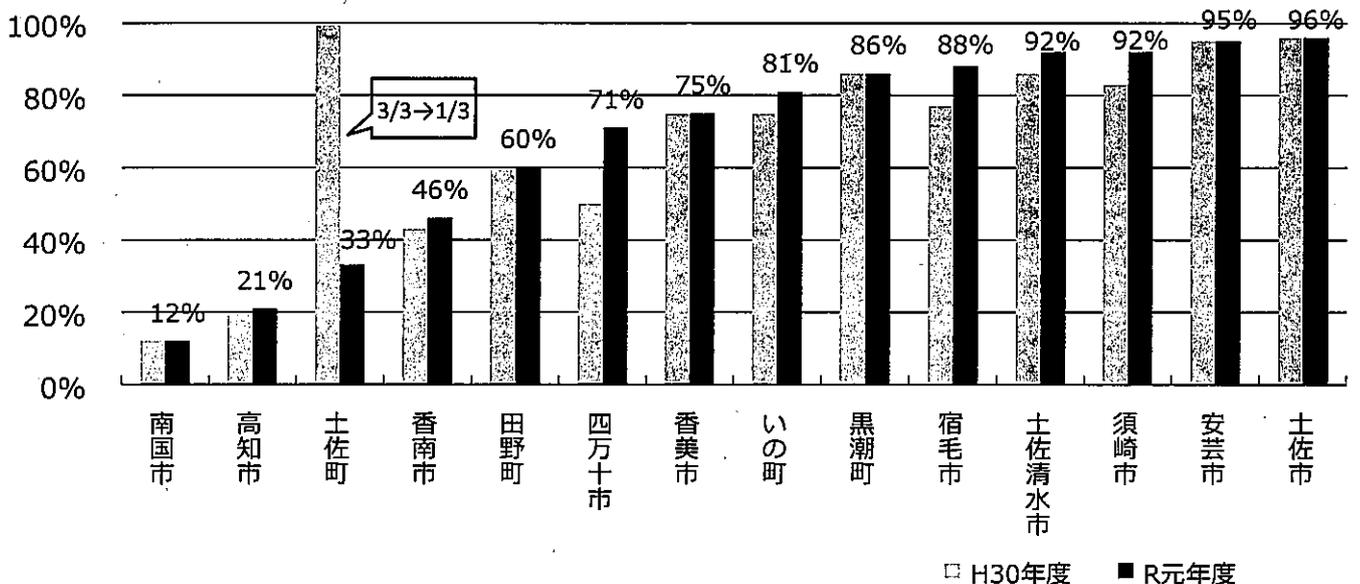
フッ化物洗口実施率※年次推移
(H21年度～R元年度)



圏域別フッ化物洗口実施率※
(R元.3月時点)



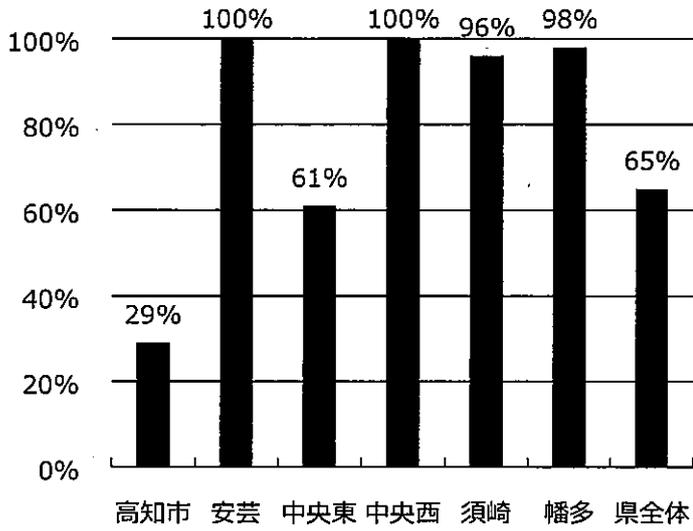
市町村別フッ化物洗口実施率※ (R元.3月末時点)



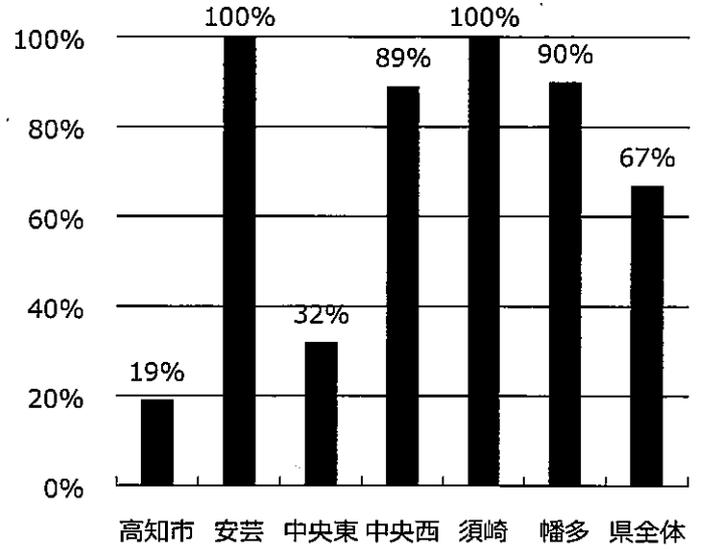
(出典) H30年度・R元年度フッ化物洗口実施状況調査 (健康長寿政策課)

※フッ化物洗口実施率：保育所、幼稚園、小学校、中学校
特別支援学校までの施設における「フッ化物洗口実施施設/総施設」

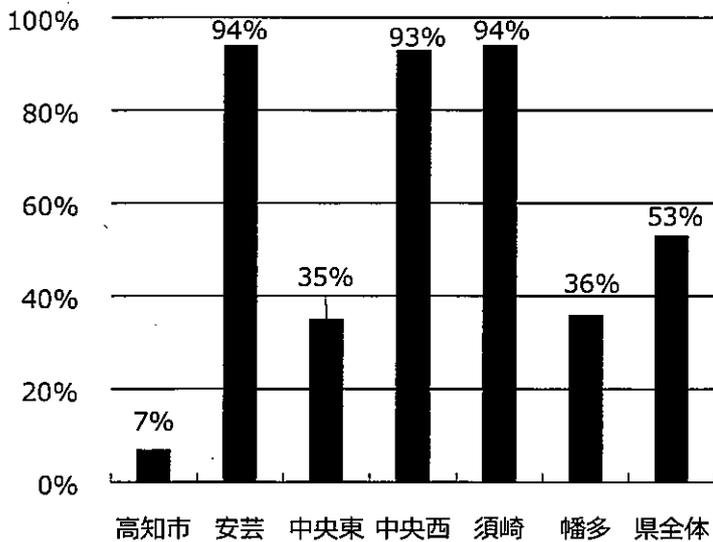
フッ化物洗口実施率
(保育園・幼稚園・認定子ども園)



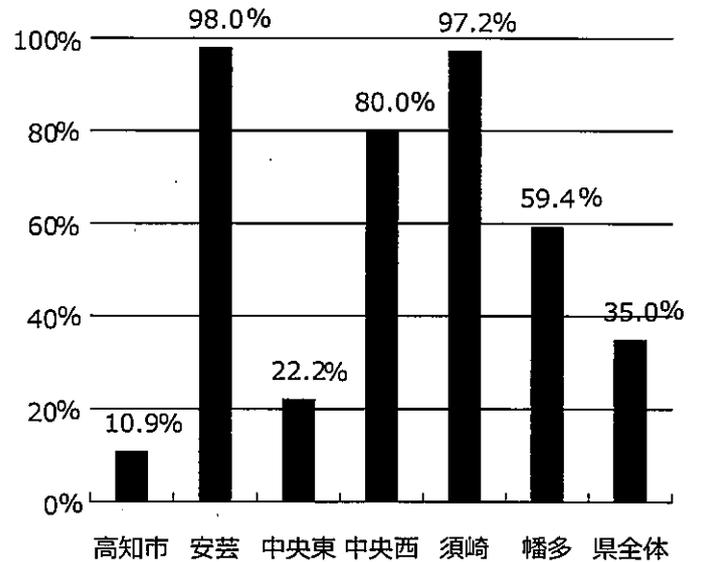
フッ化物洗口実施率
(小学校)



フッ化物洗口実施率
(中学校)



小学生のフッ化物洗口実施人数の割合



(出典) 実施施設数・実施人数：R元年度フッ化物洗口実施状況調査（健康長寿政策課）
児童数：令和元年度学校基本調査（文科省）

③ 令和元年度実績

フッ化物洗口実施率が低い市町村への支援

市町村	R元年度新規 実施施設	令和元年度の取組
南国市	0	小学校及び特別支援学校での開始に向けた関係者間の調整
		<p><小学校> ・令和元年11月8日：南国市養護教諭部会にて、フッ化物洗口について説明・意見交換（南国市、南国市教委、福祉保健所） ⇒小中学校でのフッ化物洗口の推進が方向性として位置づけられていること、学校長を通じて各校に対し希望調査を実施し、意向のある学校から導入していくことを共有 ※小学校2校から洗口実施の意向があり、実施に向けた準備や支援の実施</p> <p><特別支援学校> 令和2年1月17日学校訪問し、導入に向けた今後の動きを検討（福祉保健所）</p>
高知市	4	保育所3園、小学校1校で開始
		<p>・令和元年12月13日：高知市と若草特別支援学校で説明 ・令和元年12月20日：高知市と高知ろう学校で説明 ・令和2年3月9日：高知市と若草特別支援学校子鹿園分校で説明</p>
四万十市	9	小学校8校、中学校1校で開始
		<p>・令和元年5月～四万十市、四万十市教委で協議し実施方針を統一 ・令和元年9月18日：四万十市、幡多福祉保健所で協議 ・令和元年9月30日：協議後、養護教諭部会での説明 ・新規開始の8小学校、1中学校で職員・保護者説明会実施</p>

- 令和元年度に子どもの健口応援推進事業を活用して新規に導入した施設は、15施設で実施率は61.0%（小学校 10施設 中学校 5施設）
- 既に実施している施設においては、教職員の異動などにより手順にばらつきがあるなど、事後のフォローアップが必要
- 最新の知見・手順を反映した高知県フッ化物洗口マニュアルを改定

④ 評価・課題

- 実施率向上のため、実施率が低い市町村を中心に、学校・保健関係者や学校歯科医等の理解と協力が必要であり、そのための調整が必要
- 実施している施設の手順等のフォローアップが必要

⑤ 令和2年度の取組予定

■ 実施率の低い市町村への重点的な働きかけ

実施率向上のため、実施率が低い市町村（南国市、高知市、香南市）を中心に、学校・保健関係者や学校歯科医等の理解と協力を得られるよう個別協議を行う

市町村	令和元年導入予定	令和元年度の取組
南国市	3	<p><小学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○昨年度洗口実施に向け準備の小学校2校：年度内の洗口開始をめざす ・他の未実施校から実施の意向が出されるよう、上記2校の取組を関係者間で共有し働きかけを行う <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本校や他の特別支援学校の取組を参考にしながら、実施方法等の検討～年度内の洗口開始をめざす
高知市	2	<ul style="list-style-type: none"> ・7月：フッ化物洗口意向調査を実施（現在とりまとめ中）⇒実施が未決定であっても職員向けの研修を行っていく ・県立の特別支援学校2校で今年度開始に向けて学校関係者と協議を行う
香南市	11	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の全小中学校(11校)での年度内洗口開始をめざす ・各校における実施方法等の検討への支援（香南市、香南市教委、福祉保健所）

■ 子どもの健口応援推進事業

・新たにフッ化物洗口を開始する施設への導入支援

健康長寿政策課 2施設（特別支援学校 2校）

安芸福祉保健所 1施設（特別支援学校 1校）

中央東福祉保健所 12施設（小学校 7校、中学校 4校、特別支援学校 1校）

中央西福祉保健所 1施設（小学校 1校）

幡多福祉保健所 4施設（中学校 4校）

・福祉保健所による個別支援

フッ化物洗口実施現場の確認や、実施にあたっての技術的支援などフォローアップ

(2) 歯周病予防対策

1) 成人・妊婦歯科健診（市町村事業）の取り組み支援

① 令和元年度の実績

■ 令和元年度より市町村事業として実施

■ 実施市町村

成人歯科健診 30市町村（集合契約に参加 29市町村、独自実施 1市）

妊婦歯科健診 27市町村（集合契約に参加 24市町村、独自実施 3市）

○成人歯科健診受診状況（集合契約市町村分）

(人)

	令和元年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受診者数	8	12	27	81	84	93	97	90	125	60	86	73	836

○妊婦歯科健診受診状況（集合契約市町村分）

(人)

	令和元年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
市町村事業 受診者数	1	3	9	33	72	75	87	84	114	70	82	101	731
県事業 受診者数	136	124	89	45	13	4	4	—	—	—	—	—	415

② 評価・課題

■ 受診率向上に向けた働きかけが必要

③ 令和2年度の取組予定

■ 福祉保健所において管内の市町村における成人妊婦歯科健診の実施状況の確認

■ 市町村ごとの受診率をとりまとめ、受診状況を把握し市町村に働きかける

■ 実施市町村

成人歯科健診 32市町村（集合契約に参加 29市町村、独自実施 3市）

妊婦歯科健診 31市町村（集合契約に参加 28市町村、独自実施 3市）

市町村名	成人					妊婦		
	実施	自己負担	対象年齢	受診券配布開始の時期	実施時期	実施	自己負担	実施時期
高知市	○	無	40歳、50歳	申込者に対して発送 R2.6月～	R2.6月～R3.2月末	○	無	R2.4月～
室戸市	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.4月～ 希望者に発券	R2.7月～R3.2月末	○	無	R2.4月～
安芸市	独自	無	19歳以上	配布なし	年2回特定健診に合わせて実施	○	無	R2.4月～
南国市	独自	無	40歳以上希望者全員	配布なし	8月～11月	独自	なし	R1.7月～（4月から6月の間に母子手帳を取りに来た人には7月中旬に郵送）
土佐市	独自	無	40歳以上希望者全員	配布なし	年2回	独自	無	H31.4月～1歳6ヶ月児健診時（希望者）
須崎市	○	無	30歳、40歳、50歳、60歳、65歳、70歳	R2.5月末	R2.6～R3.2月末	○	無	R2.4月～
宿毛市	○	500円	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.4月～ 対象者に通知し、希望者に発券	R2.4～	独自	3,000円	R2.4月～
土佐清水市	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.4.1～	R2.4.1～	○	無	R2.4月～
四万十市	○	500円	30歳、40歳、50歳、60歳、70歳	R2.6月～	R2.6月～R3.3月末	○	無	R2.4月～
香南市	○	無	30歳、40歳、50歳、60歳、70歳	R2.7月～	R2.7月～12月末	○	無	R2.7月～
香美市	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	適宜対応（5月末に対象者に検診案内と歯科医療機関一覧を送付。受診を希望し受診予約をした者に対し、受診券を送付）	R2.6月～12月	○	無	R2.7月～
東洋町	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.7月～	R2.7月～	×	-	-
奈半利町	○	無	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳	R2.4月～	R2.5月～R3.1月末	○	無	R2.4月～
田野町	○	無	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳			○	無	R2.4月～
安田町	○	無	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳			○	無	R2.4月～
北川村	○	無	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳			○	無	R2.4月～
馬路村	○	無	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳			○	無	R2.4月～
芸西村	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.6月～ 希望者に発券	R2.6.1～	○	無	R2.4月～
本山町	○	無	国保加入者の40歳以上	R2年6月配付実施	H31.4月～	○	無	H31.4月～
大豊町	○	無	20歳～74歳まで	R2.4月～	R2.4月～	○	無	R2.4月～
土佐町	×	-	-			×	-	-
大川村	○	無	20～74歳	R2.4月～ 希望者に対して配付	R2.4月～	○	無	H31.4月～
いの町	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.4～ 希望者に対して配布	R2.4月～	×	-	-
仁淀川町	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.6～	R2.6月1日～R3.1月31日	○	無	R2.4月～
中土佐町	○	無	中土佐町に住所を有する成人（後期高齢者医療保険加入者を除く）	R2.4～随時 申込者に対して受診券配布	R2.4月～R3.2月末	○	無	R2.4月～
佐川町	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.5～	R2.6月1日～R3.1月31日	○	無	H31.4月～
越知町	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.6月末～ 対象者に発送	R2.6月～R3.1月末	○	無	R2.4月～
橋原町	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.6月～	R2.6月～R3.2月28日	○	無	H31.4月～
日高村	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	対象者に申込書を発送し、申込みがあれば受診票を送付する。R2.4月～	R2.4月～R3.3月末	○	無	R2.4月～
津野町	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.5～ 希望者に対して配布	R2.6～R3.3末	○	無	R2.4月～
四万十町	○	600円	20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳	R2.5月末～	R2.5月～R3.4月1日	○	無	R2.4月～
大月町	○	無	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳	R2.4月～ 希望者に対して配布 R2.9月以降 対象者全員に個別通知予定	R2.4月～R2.12月末	○	無	R2.4月～
三原村	○	無	40歳、50歳、60歳、70歳	R2.4～	R2.4月～	○	無	R2.4月～
黒潮町	×	-	-			○	無	R2.4月～

2) 歯周病予防啓発

①令和元年度の取組実績

- 高知県歯科医師会へ委託
- マスメディア等を活用し、県民に向けた歯周病に関する周知啓発を実施フレットを作成し、市町村や関係医療機関等へ送付
 - ・テレビCM作成、放送
(令和元年6月1日～7月31日 計95本)
 - ・成人歯科健診の啓発、歯周病と全身疾患の関係について掲載したリーフレットを作成し、市町村や関係医療機関等へ送付
 - ・妊婦歯科健診のリーフレット・ポスターを作成し、市町村や産婦人科等医療機関へ送付



②評価・課題

- 糖尿病と歯周病との関係、歯周病予防の必要性について、一般県民に周知する機会となった
- 歯周病の影響は多岐に渡るため、幅広い年代への周知啓発が必要

③令和2年度の取組予定

- 高知県歯科医師会へ委託して実施
 - ・新型コロナウイルス感染症の流行状況をもて内容については、調整中（9月に契約予定）

(3) 高齢者等の歯科保健対策

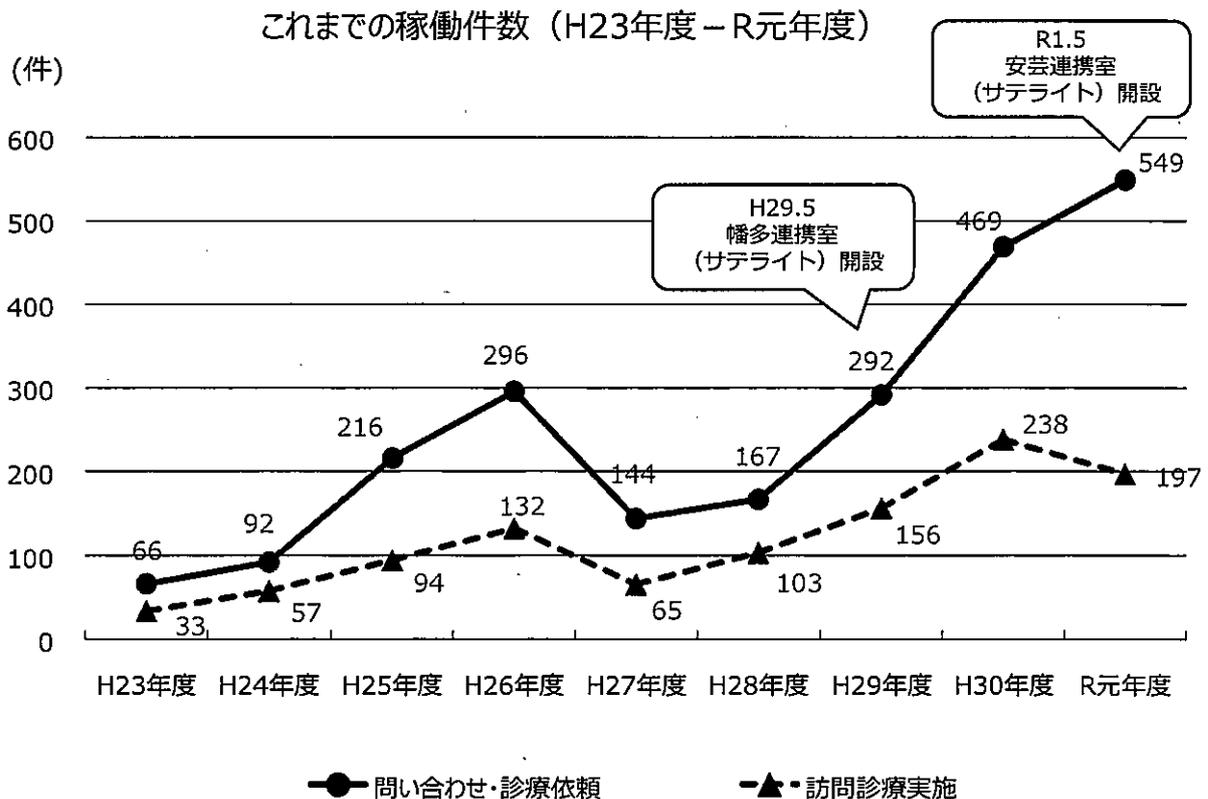
1) 在宅歯科医療連携室整備事業

1. 目的：通院が困難な人に対する在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置することにより住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を図る。
2. 対象：高齢や障害などの理由で歯科診療所へ通院が困難な人
3. 委託先：一般社団法人高知県歯科医師会

①令和元年度の実績

○在宅歯科連携室の体制

体制	高知の連携室 (H23~)	幡多の連携室 (H29.5~)	東部の連携室 (R元.5~)
場所	高知県歯科医師会館内	四万十市立市民病院	安芸市総合社会福祉センター
スタッフ数	常勤1名、非常勤1名	常勤1名、臨時0.5名	常勤1名
対応エリア	中央・高幡保健医療圏域	幡多保健医療圏	安芸保健医療圏
開設日	月~金	月~金	月~金



○R元年度 相談件数内訳

相談月	件数 (高知)	件数 (幡多)	件数 (安芸)	計
H31.4	17	21	—	38
R1.5	19	23	6	48
R1.6	17	16	5	38
R1.7	17	23	14	54
R1.8	22	19	6	47
R1.9	15	13	8	36
R1.10	30	22	7	59
R1.11	17	22	14	53
R1.12	20	19	3	42
R2.1	23	27	7	57
R2.2	18	27	2	47
R2.3	12	15	3	30
合計	227	247	75	549

○訪問診療内訳

相談月	件数 (高知)	件数 (幡多)	件数 (安芸)	計
H31.4	5	8	—	13
R1.5	3	5	2	10
R1.6	10	5	1	16
R1.7	7	17	2	26
R1.8	10	6	1	17
R1.9	3	7	1	11
R1.10	14	5	2	21
R1.11	9	10	1	20
R1.12	7	15	2	24
R2.1	5	8	2	15
R2.2	6	12	0	18
R2.3	1	4	1	6
合計	80	102	15	197

○広報活動状況

医療関係者や介護関係者向けリーフレットの作成及び啓発用チラシを作成し、広報を行った

	高知の連携室	幡多の連携室	東部の連携室
病院	59	18	8
施設、事業所 (ケアマネ・訪看)	76	50	22
イベント (福祉機器展、講演会等)	29	1	1
その他	20	80	208
計	184	149	239

※その他は、地域包括支援センターや介護職の会、市役所等

**訪問歯科診療のごとなら
まずお電話を!**

【話】在宅歯科連携室 088-875-8020
【話】幡多在宅歯科連携室 0880-34-8500
【話】東部在宅歯科連携室 0887-34-2332

お電話での相談は無料です。
(※お電話での相談は無料です。)

ご自宅や施設への
訪問歯科診療を
選択します

健康保険が
利用できます

高知県歯科医師会では高齢者からの患者を
受け、高齢や障害などの理由で歯科医院に
通院できない方に対しては訪問歯科診療を
提供いたします。お電話で歯科診療が受けたいかどう
か、相談したいかなどをお知らせください。ご電
話で必要な説明と相談させていただきます。

歯と口の健康づくりの目指す効果!

- 1 歯周病
より重症化の
予防
- 2 歯肉炎
の予防
- 3 歯肉腫
(インフルエンザ)
の予防

気になることはありませんか?

歯肉が腫れる むし歯
歯石がついている 歯ぐき出血がある
口臭がある 入れ歯が合わない
むし歯や歯石がある 入れ歯を作りたい
痛みがひどくない 入れ歯が口に
合っていない

お申し込みから診療までの流れ

- 1 訪問歯科診療のごとなら、まずお電話を!!
高知県歯科医師会 088-875-8020
幡多在宅歯科連携室 0880-34-8500
東部在宅歯科連携室 0887-34-2332
- 2 ご相談にご依頼ください
高知県歯科医師会 088-875-8020
幡多在宅歯科連携室 0880-34-8500
東部在宅歯科連携室 0887-34-2332
- 3 必要に応じて歯科衛生士による訪問面談を行います
高知県歯科医師会 088-875-8020
幡多在宅歯科連携室 0880-34-8500
東部在宅歯科連携室 0887-34-2332
- 4 訪問歯科医と相談決定を連絡いたします
- 5 訪問歯科診療を開始いたします

○運営検討会

- ・東部在宅歯科連携室検討会 (5/9、6/7、7/25)
- ・幡多在宅歯科連携室検討会 (10/31)
- ・合同検討会 (8/8)

→県歯科医師会、安芸福祉保健所、幡多福祉保健所と運営状況の共有、機能強化に向けた協議

○協議会等開催

会議名	開催日時	開催場所	出席者	内容
在宅歯科医療連 携室運営事業連 携協議会	R2.2.25	高知県歯科 医師会館	21	・事業説明 ・稼働状況報告 ・広報・周知について等

○摂食嚥下評価研修

- ・高齢化に伴い、今後更に増加するであろう摂食嚥下障害に対応できる歯科医師の育成を目的に平成30年度から開始
- ・歯科診療のスキルアップ、口腔機能向上等介護予防のスキルアップ、災害時口腔ケアのスキルアップ等歯科医師会委託事業の一貫
- ・食支援への対応に関する座学2回、実習（1期生:10人・2期生:4人）7回実施
講師：大阪大学 大学院歯学研究科顎口腔機能治療学教室 野原幹司准教授、田中信和助教

実施日時	会場	内容	参加者数
R1年7月20日	[高知] 高知県歯科医師会館 会議室1・2（高知市）	同行訪問歯科研修 （基礎研修座学①）	24
R1年8月10日	[高知] 高知県歯科医師会館 会議室1・2（高知市）	同行訪問歯科研修 （基礎研修座学②）	29
R1年9月28日	[高知] 特別養護老人ホーム蕪生郷 （香美市）	同行訪問歯科研修 （実習①）	9
R1年10月12日	[高知] 特別養護老人ホームさくら （土佐市）	同行訪問歯科研修 （実習②）	11
R1年11月02日	[高知] 特別養護老人ホームたちばなの里 （南国市）	同行訪問歯科研修 （実習③）	7
R1年12月07日	[高知] 特別養護老人ホームたちばなの里 （南国市）	同行訪問歯科研修 （実習④）	5
R2年1月25日	[高知] 一陽病院（須崎市）	同行訪問歯科研修 （実習⑤）	9
R2年2月8日	[高知] 障害者支援施設こくふ（南国市）	同行訪問歯科研修 （実習⑥）	5
R2年3月28日	[高知] マルミ歯科商店会議室（高知市）	同行訪問歯科研修 （実習⑦）	9

② 評価・課題

- 東部在宅歯科連携室の開設により、県内全域の在宅歯科医療ニーズに応えられる体制が整った
- 研修により、摂食嚥下障害に対する食支援ができる1期生10人の歯科医師を養成
今後は実践に向け、医療・介護施設との協力連携が必要

③令和2年度の取組予定

○在宅歯科連携室の取組

■ 在宅歯科連携室検討会の開催

- ・高知在宅歯科連携室検討会 年2回
- ・幡多在宅歯科連携室検討会 年2回（7月9日実施、次回未定）
- ・東部在宅歯科連携室検討会 年2回（8月6日予定、次回未定）
- ・合同検討会 年1回

■ 在宅歯科医療連携室運営事業連携協議会

事業内容や稼働・執行状況の報告、広報・周知や他職種との連携について協議を行う
(2回開催予定)

■ 摂食嚥下評価研修

- ・歯科診療のスキルアップ、口腔機能向上等介護予防のスキルアップ、災害時口腔ケアのスキルアップ等歯科医師会委託事業の一貫として、摂食嚥下機能の評価・支援を行うことができる歯科医師を育成する研修実施
- ・食支援への対応に関する実習5回を予定（講師：大阪大学 野原幹司准教授、田中信和助教）

実施日時	会場	内容
R2年5月16日 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	病院又は施設	同行訪問歯科研修 (実習①)
R2年7月18日 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	病院又は施設	同行訪問歯科研修 (実習②)
R2年9月5日	病院又は施設	同行訪問歯科研修 (実習③)
R2年10月17日	病院又は施設	同行訪問歯科研修 (実習④)
R2年11月7日	病院又は施設	同行訪問歯科研修 (嚥下内視鏡検査実習⑤)

■ 在宅歯科連携室の広報活動

- ・幡多、中央の連携室は、調剤薬局にPR活動を行う
- ・中央はR元年度に中央東、中央西福祉保健所管内の往診をしている内科・循環器科にPR活動を実施→今年度は高知市内の往診している医療機関にPR予定
- ・東部の連携室は、昨年度立ち上げ時にPR活動が行えていない、東洋・室戸地区（地域包括支援センター・介護事業所・サービス）を中心に訪問

2) 在宅歯科医療従事者研修事業

1. 目的：訪問歯科医療に関する研修及び口腔ケアの実技研修を行い、専門知識及び専門技術の習得による資質向上を図る。
2. 対象：主に歯科衛生士等
3. 委託先：学校法人高知学園短期大学

①令和元年度の実績

実施日時	内容	会場	参加者数
R1.9.29 (日)	「在宅医療とICF～ICFを在宅医療の中でどう活用していくか」 講師：高知厚生病院訪問看護ステーション こうせい 平山 司樹 氏	高知学園短期大学	42 名
R1.11.10 (日)	「在宅生活支援の視点 ～ICFでとらえるその人らしさと暮らしの理解」 講師：長崎リハビリテーション病院 テクノエイド部長 淡野 義長 氏	高知学園短期大学	42 名
R1.12.15 (日)	「摂食嚥下障害の評価と訓練の実際」 講師：東京医科歯科大学大学院医歯学総合 研究所歯学系専攻 老化制御学講座 高齢者歯科学分野 戸原 玄 氏	高知学園短期大学	56 名

②評価・課題

- 在宅訪問診療時にケアを実施できる人材が質・量ともに少なく、在宅歯科医療従事者の技術の向上が課題

③令和2年度の取組予定

- 学校法人高知学園 高知学園短期大学に委託
- ・在宅歯科保健医療の知識及び口腔ケアの手技を取得するための座学と実技研修を合計3回実施予定
- ・研修内容は緩和ケアをテーマに疾患別の口腔管理や食支援について実施予定

①令和元年度の取組実績

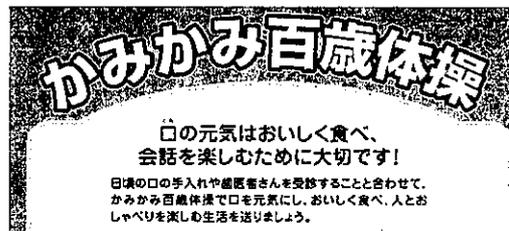
- 地域支援事業における「住民主体の介護予防の取組」の中で、定期的に（週1回以上）「かみかみ百歳体操」を実施している。（具体的な取組実績については、今後市町村ヒアリングを実施し、把握予定）
- 地域包括支援センター等が開催する「地域ケア会議」において、助言者として歯科衛生士が参加している保険者がある。（具体的な取組実績については、今後市町村ヒアリングを実施し、把握予定）また、幡多福祉保健所では管内のホームヘルパーを対象に口腔ケアの研修を実施した。（2回）

* 県内介護保険者数は30

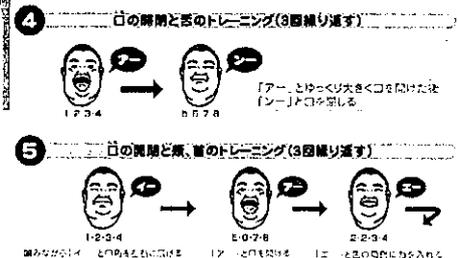
②評価・課題

- 「かみかみ百歳体操」のアレンジ版や、その他の口腔機能向上プログラムを実施している保険者を加えると、概ね普及している。

（H28年3月末時点では20保険者621か所での実施。令和元年度の実施状況については、今後市町村ヒアリングを実施し、把握予定）



出典：高知市高齢者支援課
ホームページ



③令和2年度の取組予定

（高齢者福祉課）

- 地域包括支援センター職員研修において、地域ケア会議への歯科衛生士をはじめとする各専門職の参加の必要性等について講義を実施
- 幡多福祉保健所で管内のホームヘルパーを対象に研修会を実施予定

（健康長寿政策課）

- 県と県歯科医師会でオーラルフレイル予防啓発リーフレットを作成予定（8月）
リーフレットを県内歯科医療機関、薬局、市町村に配布し、活用予定

(4) 障害者の歯科治療の推進

障害福祉課

1) 重度心身障害児・者歯科診療事業

高知県歯科医師会が県の補助を受けて、歯科保健センター及び幡多分室で実施

【目的】

一般の歯科医院等では診療が困難な重度心身障害児・者に対して、特別の人員構成をもって、障害特性に配慮した診療技術、口腔衛生の観点から歯科診療を行う。

① 令和元年度実績

■ 重度心身障害児・者歯科診療事業の診療実績（高知、幡多）

	H30	R1
歯科保健センター (高知市)	2,433人 (診療日数71日、1日平均34人)	2,407人 (診療日数72日、1日平均34人)
幡多分室 (四万十市)	381人 (診療日数20日、1日平均19人)	397人 (診療日数24日、1日平均17人)

■ 歯科保健センターの体制

実施場所：高知市総合あんしんセンター 1階

診療日：毎週土曜日、毎月2回木曜日の午後（平成30年度～）

	診療時間	実働時間	実施体制	
			歯科医師	歯科衛生士
午前	10:00～12:00 (2時間)	9:30～12:30 (3時間)	2～4人 ※県外の歯科医師1人を含む	6～8人
午後	13:00～16:00 (3時間)	12:45～17:00 (4時間15分)	4～5人 ※県外の歯科医師1人を含む	7～10人 ※インストラクター衛生士1人を含む

※平成28年9月から5月1回木曜日午後の診療を開始、平成30年度より木曜日午後の診療を月2回に変更

■ 幡多分室の体制

実施場所：四万十市立市民病院内（四万十市）

診療日：毎月第2・第4日曜日（令和元年度は24回）

	診療時間	実働時間	実施体制（標準的な体制）	
			歯科医師	歯科衛生士
午前	9:30～12:00 (2時間30分)	8:40～12:00 (3時間20分)	3～5人	3～7名 ※インストラクター衛生士1人を含む
午後	13:20～15:00 (1時間40分)	13:10～15:30 (2時間20分)		

2) 重度心身障害児・者歯科医療技術者養成研修

①令和元年度の実績

実施日	令和元年8月25日(日) 9:30~13:00
実施場所	高知県歯科医師会館 会議室
参加者	歯科医師45名、歯科衛生士23名、歯科助手1名、その他2名
内容	<p>講演 ①「南海トラフ地震に備えた障害児・者医療」 宮城県石巻市雄勝歯科診療所 所長 河瀬聡一郎氏</p> <p>②「地域で診る障害者歯科の実際～開業医の立場から～」 医療法人社団江面医院 えづら歯科クリニック院長 江面陽子氏</p> <p>③「地域におけるセンターの役割」 山脇歯科医院院長(兵庫県) 加古川歯科保健センター 中神正博氏</p> <p>④「歯科麻酔の実際～障害者歯科における精神鎮静法・全身麻酔から」 社会福祉法人若楠療育医療センター若楠療育園 歯科部長</p> <p>実践発表 高知県歯科医師会高岡地区会員 歯科保健センター協力医 医療法人桜歯会 野中歯科 野中俊哉氏</p> <p>シンポジウム「地域で診る障害者歯科の実際」～それぞれの立場・地域から～ 座長 日本障害者歯科学会地域医療推進委員会 福岡リハビリテーション病院歯科 平塚正雄氏</p>

②現状・課題

- 障害者歯科に関するアンケート調査を高知県歯科医師会と共催で行った
歯科医師会会員350診療所に送付し、246の回答があった。回答率70.3%。
- 障害児者の歯科診療を実施している診療所は113(回答のあった246のうち46%)あり、地域の診療所での受け入れは一定進んでいることがわかった
- アンケート結果から「障害児者の歯科診療全般に関して、今後、高知県及び高知県歯科医師会に望むこと」は、「障害児・者を地域で診療していくための連携システムの構築」が最も多かった

③令和2年度の実行予定

- 従来の行動変容法による治療では対応が困難な障害児者に対し、笑気吸入沈静法による治療を開始する
- 全身麻酔法による治療の導入について検討する中で、麻酔に関する研修会を実施する予定
- 地域の診療所で初診を担い、歯科保健センターがフォローを行う連携システムを構築するための検討をおこなっていく

(5) 歯科衛生士養成奨学金

①令和元年度の実績

- 令和元年度新規貸付者 5名
(住所地・出身：中央保健医療圏3名、高幡保健医療圏2名)
継続者と合わせて、計10名
- 1名卒後、指定医療機関以外に就職

②評価・課題

- 県内指定医療機関への就職に繋がっていない

③令和2年度の実績予定

- 令和2年度新規貸付者 9名
(住所地・出身：中央保健医療圏5名、安芸保健医療圏1名、高幡保健医療圏1名
幡多保健医療圏2名)
継続者と合わせて、計17名(継続者1名辞退)
- 奨学金制度活用促進のためのさらなる周知
・近畿・中四国の歯科衛生士養成施設、県内の高等学校に制度周知

(6) 災害時歯科保健医療対策

① 令和元年度の取組実績

- 災害歯科保健医療体制研修会への参加 (12月14, 15日 東京 歯科医師会館)
- 令和元年度震災対策訓練 (県保健医療調整本部運営訓練) 令和2年1月19日
- 災害歯科保健医療対策検討会の開催 令和2年2月7日実施
 - ・災害時歯科保健医療対策活動指針 (ver1.1) の内容充実の検討、改定
 - ・災害歯科コーディネーター、歯科医療救護班、口腔ケア班の活動手順を記したアクションカードの策定 (下記参照)

② 評価・課題

- 実践に対応できるよう、引き続き県の保健医療調整本部・支部の医療救護訓練に参加

③ 令和2年度の取組予定

- 災害歯科保健医療対策検討会の開催 令和2年11月開催予定
- 在宅歯科医療貸出機器の設置場所の整理

アクションカード (令和元年度作成)

災害歯科コーディネーター

任務: 歯科病児医療の提供及び歯科医療救護班等の派遣調整

(1) 歯科医療機関の被災状況把握
 (2) 歯科保健医療活動計画の作成
 (3) 資材確保
 (4) 要援体制の整備・派遣の調整
 (5) 関係機関・団体との連携・調整

活動場所:
保健医療調整本部

1. 県保健医療調整本部が設置されたら直ちに参画する。
参画が困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて、県歯科医師会・県保健医療調整本部の災害歯科コーディネーターと連絡をとり、活動の進め方等について調整する。

2. 本部に参画したら到着リストに氏名を記載する。
総務部長や災害歯科コーディネーターに到着を報告する。

3. 災害歯科コーディネーターであることが確認できるよう県保健医療調整本部が用意するベストを着用する

4. 県保健医療調整本部の情報分析班が整理・分析した情報等から必要な情報を収集する。

5. 県歯科医師会と連携し、県内の歯科医療機関の被災状況の情報を収集する。

6. 収集した情報をもとに、災害歯科コーディネーターの総合的な調整のもと、歯科保健医療に関する全体的な支援策を立案する。
 歯科医療救護班の要否を決定する。
 歯科医療救護班の派遣の要否を決定する。
 口腔ケア班の派遣の要否を決定する。

7. 立案した支援策の実施について、災害医療コーディネーター及び対策統括責任者と協議する。

8. 歯科医療救護班・口腔ケア班の派遣が決定した場合は、派遣に関する情報を整理し、派遣計画を作成する。
 派遣先の場所、状況の把握
 派遣先の調整
 班数、携行品等の決定
 外部からの派遣受け入れ時の調整

9. 歯科医療救護班・口腔ケア班の派遣計画を示し、高知県歯科医師会に派遣を要請する。
 必要班数・人員、派遣先を連絡し、調整を行う。

歯科医療救護班 (現場の医療チーム等と連携し、歯科医療活動を行う)

業務内容:
 ① 避難所等における被災者に対する歯科治療
 ② 歯科保健指導等
 ③ 取崩のあった健康維持への転送

出発時

各地区歯科医師会で定められた場所に集合
 チーム構成員と役割分担 (班長/記録係等の選定)の確認
 現地状況、派遣先の確認 (ニーズ、医療支援の状況)
 保健医療調整支部からの指示内容の確認
 持参物品、道路状況・交通手段・天気予報等の確認

派遣先到着

歯科医療救護班であることが分かるようネームプレート等を着用する。
 避難所責任者(担当者)に挨拶及びチームの役割の説明をし、指示を受ける。
 基本状況等を確認・観察する。(ライフライン、衛生状態、食事支援、医療支援、医療機関等)
 被災時期に応じた歯科ニーズを把握する。

【避難者搬送の聞き取り等の注意点】

挨拶
 聞き取り目的と個人情報保護の確認
 プライバシーへの配慮
 環境や食行動等の観察
 他チームとの密な連携

(3) その他

高知県歯と口の健康づくり実態調査

(1) 高知県歯と口の健康づくり基本計画について

- ・ 第2期計画（策定期間）平成29年度から令和3年度までの5か年計画
- ・ 令和3年度に第3期高知県歯と口の健康づくり基本計画を検討
- ・ 令和2年度に実態調査を実施し、次期計画の参考資料とする

(2) 高知県歯と口の健康づくり実態調査について

※前回調査（27年度実施）と比較するため調査内容は同じ

【調査内容】

■ 歯科疾患実態調査（高知県歯科医師会委託）

（調査期間） 令和2年6月～9月

（調査対象数） 歯科診療所の通院患者1,500人

■ 妊婦への歯科保健調査

H28年度からH30年度に実施した高知県妊婦歯科健診受診者3,300人分データの
問診・健診結果を分析

■ がん連携に関する医療機関調査（健康長寿政策課）

（調査期間） 令和2年7月

（調査対象数） 289施設

■ 高齢者の歯と口の健康づくりに関する施設調査（健康長寿政策課）

（調査期間） 令和2年7月

（調査対象数） 139施設

■ 障害者の歯と口の健康づくりに関する施設調査（健康長寿政策課）

（調査期間） 令和2年7月

（調査対象数） 33施設

【分析】

- 徳島大学に委託

